国 地 契 第 2 号 国 官 技 第 9 号 国 営 計 第 5 号 平成 2 2 年 4 月 9 日

最終改正 令和3年6月30日

各地方整備局 総務部長 企画部長 あて 営繕部長

国土交通省大臣官房地 方 課 長技術調査課長

総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する 詳細な通知の実施について

総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する通知の実施については、「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号)記7に従い実施してきたところであるが、総合評価落札方式における評価の過程の透明性をより一層向上させる観点から、入札参加者に対する技術提案等の採否に関する詳細な通知について、当面、下記のとおり実施することとしたので、遺憾なきよう措置されたい。

なお本通達に定める手続については、今後の実施状況を踏まえ、必要に応じて見 直していくこととしているので、その点留意されたい。

1 対象工事

「総合評価落札方式の実施について」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第30号)の別紙「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」(以下「標準ガイド」という。)及び「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号)に基づき行われる工事のうち、高度技術提案型総合評価方式を適用する工事を除いたものにおいて実施することとする。

2 通知の方法

支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官は、各入札参加者から提出された技術提案等のうち、加算点を付与する対象となる項目及び付与する対象とならない項目を、競争参加資格の確認の通知時に行う技術提案等の採否の通知と合わせて、当該技術提案等を提出した入札参加者に対し、通知することとする。

3 通知に関する問い合わせ窓口の設置

(1) 問い合わせ窓口の設置

2に掲げる技術提案等の採否の通知並びに加算点を付与する対象となる項目及び付与する対象とならない項目の通知(以下単に「通知」という。)に関する問い合わせに対応するための窓口を、各地方整備局に設置するものとする。窓口は、企画部技術開発調整官とし、その事務は企画部技術管理課又は技術調査課において処理するものとする。

(2) 問い合わせの方法

入札参加者は、自身が受領した通知について、競争参加資格の確認の通知日の翌日から起算して3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下、「休日」という。)を含まない。)に、技術開発調整官に対し問い合わせをすることができる。問い合わせは、電子メール等により、通知に記載する連絡先に対して行うものとする。

(3) 問い合わせに対する説明

(2)の問い合わせがあった場合、技術開発調整官は、発注担当部局に事実関係を確認した上で、問い合わせのできる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、電子メール等により当該問い合わせをした入札参加者に説明を行うものとする。その際、技術開発調整官及び発注担当部局は、可能な限り入札書の提出期限までに説明が行えるよう、迅速な対応に努めること。

(4) 落札者の決定後の面談等による説明

入札参加者は、(3)の説明に加えて、落札者の決定の通知後入札説明書に定める期間内に(2)の連絡先に申し出ることにより、技術開発調整官に対し、面談等による説明を求めることができる。なお、(2)の問い合わせを行わなかった入札参加者であっても、面談等による説明を求めることができるものとする。

(5) その他

- ① (2)の問い合わせ及び(4)の面談等による説明の要求は、「工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続きについて」(平成13年3月30日付け国官会第1430号、国官地第28号)の第2のうち2(1)ロ及び2(2)ハに掲げる苦情申立ての手続きとは別に設けるものであることに留意すること。
- ② (1) \sim (4) については、次の記載例を参考に、入札説明書に明示することとする。

(記載例)

- ○. 総合評価落札方式における技術提案の採否等の通知に関する問い合わせ
- (1) 入札参加者は、〇. に掲げる競争参加資格の確認の通知時に合わせて通知される技術提案の採否等の通知について、〇〇地方整備局企画部技術開発調整官(以下「技術開発調整官」という。)に対し、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間、電子メール等により問い合わせをすることができる。なおその際の連絡先は、競争参加資格の確認の通知時に合わせて通知することとする。
 - (2) 技術開発調整官は、(1)の問い合わせがあった場合には、令和〇年〇月〇日までに当該問い合わせをした者に対し、電子メール等により説明する。
 - (3) 入札参加者は、(1) の問い合わせに加えて、落札者の決定の通知日の翌日から起算して〇日以内に、技術開発調整官に対し、面談等による説明を求めることができる。その際の連絡先は、(1) の連絡先と同じとする。なお、(1) の問い合わせをしなかった入札参加者であっても、この期間に面談等による説明を求めることができる。

附則

この通知は、平成22年4月9日以降に入札公告手続を開始する工事から適用する。